

8.12 史跡・文化財

8.12.1 調査事項

調査事項は、表 8.12-1 に示すとおりである。

表 8.12-1 調査事項

| 区 分 | 調査事項 |
|---------------|---|
| 予測した事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度 ・文化財等の周辺の環境の変化の程度 ・埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 ・文化財等の保護・保全対策の程度 ・文化財等の回復の程度 |
| 予測条件の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財調査の実施状況 ・移植の実施状況 |
| ミティゲーションの実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画地内の指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法、東京都文化財保護条例、新宿区文化財保護条例及び渋谷区文化財保護条例に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施して、検出された遺構や出土した遺物の記録及び保存を講じている。 ・新宿区指定天然記念物のシイの移植に当たっては、環境変化の影響が小さくなるよう移植先などに十分配慮するとともに、移植先での管理計画等を定め適切な管理を行う計画としている。 ・現状の計画地内には、既往の建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財発掘調査を実施している。調査の方法・範囲については都教育委員会、区教育委員会と協議を行った上で確定している。 ・工事の施行中に新たな埋蔵文化財を発見した場合には、文化財保護法に基づき、適正に対処する。 |

8.12.2 調査地域

調査地域は、計画地とした。

8.12.3 調査手法

調査手法は、表 8.12-2 に示すとおりである。

表 8.12-2 調査手法

| | | |
|------|---------------|---|
| | 調査事項 | 文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度 文化財等の周辺の環境の変化の程度 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度 文化財等の保護・保全対策の程度 文化財等の回復の程度 |
| | 調査時点 | 工事の施行中とした。 |
| 調査期間 | 予測した事項 | 工事中の適宜とした。 |
| | 予測条件の状況 | 工事中の適宜とした。 |
| | ミティゲーションの実施状況 | 工事中の適宜とした。 |
| 調査地点 | 予測した事項 | 計画地とした。 |
| | 予測条件の状況 | 計画地とした。 |
| | ミティゲーションの実施状況 | 計画地とした。 |
| 調査手法 | 予測した事項 | 現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。 |
| | 予測条件の状況 | 現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。 |
| | ミティゲーションの実施状況 | 現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。 |

8.12.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア. 文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度

生育地が改変される新宿区天然記念物のシイは計画地内で適切に移植され、また、旧国立霞が丘競技場の1964年東京オリンピックのレガシーである記念作品等は、計画地内に再設置した。

イ. 文化財等の周辺の環境の変化の程度

新宿区指定天然記念物のシイは、土地の改変に伴い周辺環境に変化が生じるが、計画地内に適切に移植し、管理が行われている。

計画地周辺に位置する聖徳記念絵画館等の文化財は、いずれも土地の改変や樹木の伐採等による周辺環境の変化は生じなかった。

ウ. 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

計画地内の既知の埋蔵文化財包蔵地については、改変する工事に先立ち、2013年～2015年に、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施し、検出された遺構、出土した遺物の記録及び保存を講じた。なお、埋蔵文化財包蔵地の指定を受けていない範囲において、工事中に新たな埋蔵文化財は確認されなかった。

エ. 文化財等の保護・保全対策の程度

事業の実施による計画地周辺の文化財等の改変は生じなかった。

また、事業実施による建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴う振動については、「8. 調査の結果 8.7 騒音・振動」で示したとおり、騒音・振動の影響を極力低減するための建設機械や施工方法の採用等により、その影響は生活環境の保全の目標を満足した。

オ. 文化財等の回復の程度

新宿区指定天然記念物のシイは、土地の改変に伴い周辺環境に変化が生じるが、計画地内で適切に移植し、管理が行われている。また、1964年東京オリンピックレガシーである記念作品等については、計画地内に再設置した。

2) 予測条件の状況

ア. 埋蔵文化財調査の実施状況

「8.12.4 調査結果 (1) 調査結果の内容 1) 予測した事項 ウ. 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度」に示したとおりである。

イ. 移植の実施状況

「8.3 生物の生育・生息基盤 8.3.4 調査結果 (1) 調査結果の内容 1) 予測した事項 ミティゲーションの実施状況」(p.89 参照)に示したとおりである。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.12-3 に示すとおりである。

なお、史跡・文化財に関する苦情は工事終了までになかった。

表 8.12-3 ミティゲーションの実施状況

| ミティゲーション | 実施状況 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 計画地内の指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法、東京都文化財保護条例、新宿区文化財保護条例及び渋谷区文化財保護条例に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施して、検出された遺構や出土した遺物の記録及び保存を講じている。 | <p>計画地内の指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地については、文化財保護法、東京都文化財保護条例、新宿区文化財保護条例及び渋谷区文化財保護条例に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施して、検出された遺構や出土した遺物の記録及び保存を講じた。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 新宿区指定天然記念物のシイの移植に当たっては、環境変化の影響が小さくなるよう移植先などに十分配慮するとともに、移植先での管理計画等を定め適切な管理を行う計画としている。 | <p>新宿区指定天然記念物のシイの移植は、移植管理計画を定め、聖徳記念絵画館付近に仮移植を行った(写真8.12-1)。また、計画地の外構工事に合わせて、計画地内へのシイの再移植を行った(写真8.12-2)。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 現状の計画地内には、既往の建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財発掘調査を実施している。調査の方法・範囲については都教育委員会、区教育委員会と協議を行った上で確定している。 | <p>計画地内の埋蔵文化財発掘調査を実施し、検出された遺構や出土した遺物の記録及び保存を講じた。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 工事の施行中に新たな埋蔵文化財を発見した場合には、文化財保護法に基づき、適正に対処する。 | <p>工事の施工中に新たな埋蔵文化財は確認されなかった。</p> |



写真 8.12-1 仮移植中の新宿区天然記念物シイ
(明治神宮外苑聖徳記念絵画館敷地内)



写真 8.12-2 新国立競技場の南東側に再移植した樹木
(新宿区天然記念物シイ)

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. 文化財等の現状変更の程度及びその周辺の文化財等の損傷等の程度

生育地が改変される新宿区天然記念物のシイは適切に移植し、旧国立霞が丘競技場の1964年東京オリンピックのレガシーである記念作品等は、計画地内に再設置される。

以上のことから、予測結果と同様に、文化財等の現状変更等は適切に行われ、周辺地域の文化財等の損傷等は生じないことから、文化財の保存及び管理に支障が生じないものと考えられる。

イ. 文化財等の周辺の環境の変化の程度

新宿区指定天然記念物のシイは、土地の改変に伴い周辺環境に変化が生じるが、計画地内で適切に移植し、管理が行われている。計画地周辺に位置する聖徳記念絵画館等の文化財は、いずれも土地の改変や樹木の伐採等による周辺環境の変化は生じなかった。

以上のことから、予測結果と同様に、文化財等の保存及び管理に支障が生じないものと考えられる。

ウ. 埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

計画地内の既知の埋蔵文化財包蔵地については、改変する工事に先立ち、2013年～2015年に、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財発掘調査を実施し、検出された遺構、出土した遺物の記録及び保存を講じた。なお、埋蔵文化財包蔵地の指定を受けていない範囲において、工事中に新たな埋蔵文化財は確認されなかった。

以上のことから、予測結果と同様に、埋蔵文化財包蔵地の確認及び保存に支障はなく、文化財等の保存及び管理に支障が生じないものと考えられる。

エ. 文化財等の保護・保全対策の程度

事業の実施による計画地周辺の文化財等の改変は生じなかった。

また、事業実施による建設機械の稼働や工事用車両の走行に伴う振動については、「8. 調査の結果 8.7 騒音・振動」で示したとおり、騒音・振動の影響を極力低減するための建設機械や施工方法の採用等により、その影響は生活環境の保全の目標を満足した。

以上のことから、予測結果と同様に、計画地周辺の文化財等に与える影響は少なく、文化財等の保存及び管理に支障が生じないものと考えられる。

オ. 文化財等の回復の程度

新宿区指定天然記念物のシイは、土地の改変に伴い周辺環境に変化が生じるが、計画地内で適切に移植され、管理が行われている。また、1964年東京オリンピックレガシーである記念作品等については、計画地内に再設置した。

以上のことから、予測結果と同様に、文化財等の保存及び管理に支障が生じないものと考えられる。